

「鎌倉市公共の場所におけるマナーの向上に関する条例」の趣旨について

この条例は、本市の公共の場所におけるマナーの向上による良好な環境の保全及び快適な生活環境を保持することを目的として、基本理念等必要な事項を定めるべく制定したものです。

一部報道には、この条例について「『食べ歩き』や『トレイルランニング』を『規制』・『禁止』するもの」と取り上げるものもありましたが、そういった意図はございません。

鎌倉で生活する市民も、鎌倉にお越しになる観光客も、鎌倉で様々な事業に取り組む事業者も、それぞれが「誰もが気持ちよく過ごすことができるよう」マナーの向上に努めることが、より良い「鎌倉」を作ると考え制定した条例です。下記「迷惑行為」を頭に留め、この鎌倉のまちを歩く際、普段よりも少しだけ、周りのことも見ていただければ幸いです。ご協力をよろしくお願いいたします。



鎌倉市観光課

「鎌倉市公共の場所におけるマナーの向上に関する条例」に掲げる「迷惑行為」

- 1 土地所有者、管理者その他の許可の権限を有する者の許可無く行う次に掲げる行為
 - (1) 車道において、立ち止まる等車両の通行の妨げになるような方法で撮影を行うこと。
 - (2) 線路の周辺等危険な場所で撮影を行うこと。
 - (3) 山道等通行の用に供された場所から、その場所の外へ立ち入ること。
 - (4) むやみに竹木を伐採し、若しくは植物を採取し、又はこれらを傷つけること。
 - (5) 広場又は山道等において、草木その他の燃焼のおそれのある物の付近で火気を使用すること。
 - (6) 誤った情報を表示し、又は他者の通行に支障を及ぼすような看板を設置すること。
 - (7) 山道等の狭あいな場所又は混雑した場所で、走りながら歩行者等を追い越し、若しくはすれ違いを行うこと、又は競技会等を開催すること。
- 2 次に掲げる行為
 - (1) 山道等の狭あいな場所又は混雑した場所へ、自転車又はバイク等の車両により歩行者に危害を及ぼすような乗り入れを行うこと。
 - (2) 狭あいな場所又は混雑した場所で、歩行しながら飲食を行う等他者の衣類を汚損するおそれのある行為をすること。